

令和4年度
第2回札幌市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：2023年3月24日（金）10時開会
場 所：ホテルポールスター札幌2階

1. 開 会

○事務局（月宮子ども企画課長） 皆様、おはようございます。

まだ、委員で、お越しになられていない方がいらっしゃいますけれども、定刻となりましたので、令和4年度第2回札幌市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、年度末のお忙しい中、ご参加をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、当会議の事務局を担当いたします、子ども未来局子ども企画課長の月宮でございます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、事務局から3点ご報告させていただきます。

まず、本日の会議の公開についてでございますが、この会議は、札幌市情報公開条例第21条に基づき、公開で実施することとしており、本日は会場に傍聴席を設けさせていただいております。

次に、委員の出欠状況でございますが、本日、ご欠席のご連絡を、石川委員、五十鈴委員、伊藤委員、椎木委員、出葉委員、土肥委員、遠山委員、星野委員より事前にご連絡をいただいております。したがって、現段階の参加委員数は20名となっております。過半数を上回っておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

続いて、資料の確認でございます。

本日の資料は、事前にお送りさせていただいた資料でございますけれども、資料にインデックスをつけておりますが、資料1-1から資料1-2の2種類、資料2-1から2-3の3種類、そして、資料3から資料8までとなります。資料の不足等はございませんでしょうか。

また、本日、オンラインでのご参加をいただいております委員の皆様につきましては、ご意見、ご質問がある際は、Zoomのリアクションボタンから「手を挙げる」を選択していただきましたら、事務局が指名いたしますので、ミュートを外してご発言をお願いしたいと思います。

報告は以上でございます。

それでは、ここで子ども未来局長の山本より、皆様にご挨拶をさせていただきます。

○事務局（山本子ども未来局長） 皆さんおはようございます。札幌市子ども未来局長の山本です。

委員の皆様におかれましては、日頃から、各部会やワーキングをはじめとしまして様々な場面で、札幌市の子ども・子育て施策に対しまして、多大なるご尽力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

これまで猛威を振るってまいりました新型コロナウイルス感染症につきましては、最近、感染者数が減少しているということで、ようやく収束の兆しが見え始めてきたところでもあります。そのような中、このたび、実に2年半ぶりとなります対面での会議が開催できるということで、私も大変嬉しく思っているところであります。

現在、国におきましては、こども家庭庁設立に向けて準備が進んでいるというところで

あります。少子化対策、あるいは様々な子育て施策に対しまして検討しているというように聞いておりますけれども、札幌市におきましても、安心して子育てできる、産み育ていけるという優しいまちになるように、子育て世帯のニーズをしっかりと受け止めながら、あらゆる施策を着実に推進していくということが必要であると認識をしているところであります。

本日は、令和5年度に向けまして、第2次子どもの貧困対策計画の骨子案をご審議いただくほか、昨年9月の会議で、その方向性についてお示ししておりました子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン及び一般事務（福祉コース）育成方針、この策定についてご審議をいただくこととなります。

最後になりますけれども、委員の皆様のご専門的、かつ多方面のお立場からの忌憚のないご意見を頂戴いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（月宮子ども企画課長） それでは、ここからは正岡会長に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

2. 議 事

○正岡会長 皆様、改めましておはようございます。会長をさせていただいております正岡経子と申します。対面でお会いするのは初めてということとなります。本日は、スムーズな進行、また活発なディスカッションができるように努めてまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速議事に入ってまいります。

議事の1番、「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」骨子案についてをご審議いただきたいと思っております。資料につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（引地子どものくらし支援担当課長） 子ども未来局子どものくらし支援担当課長の引地と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、資料の方の確認からさせていただきますが、資料は、A4カラー1ページの1-1、A3カラー2ページの1-2の2種類となります。

まず、資料1-1、第2次札幌市子どもの貧困対策計画策定スケジュールからご覧ください。

第2次計画策定の進め方につきましては、昨年度、令和3年4月に子ども・子育て会議にお諮りし、調査・審議は児童福祉部会で進めること、その進捗を適宜子ども・子育て会議にご報告することについて、ご了承をいただいていたところでございます。

昨年3月には、計画策定の前段となる基礎調査の中間取りまとめを、この会議にご報告しておりました。

本日は、その後の進捗報告と併せてのご説明となります。

まず、昨年7月の児童福祉部会において、基礎調査の最終取りまとめとともに、策定ス

ケジュールの見直しを行いました。

現計画は、今年度に最終年度を迎えますことから、当初は、今年度中に第2次計画を策定する想定でしたが、本市では現在、今後10年間のまちづくりの基本指針となります「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の策定作業を行っております。

この札幌市の最上位計画、それに基づく中期実施計画と策定のタイミングを合わせることで、まちづくり計画全体と考え方の整合を図り、理念だけではない具体的な計画策定が可能となります。

このため、第2次計画の策定期間は、上位計画に合わせて令和5年度後半とすることとし、こちらの資料のとおり、全体スケジュールを見直いたしました。

その後、現状や課題を精査し、先月の児童福祉部会において、資料1-2、第2次計画の骨子案について、ご意見をいただいたところです。

本日は、皆様からもご意見を頂戴し、この後の検討につなげてまいります。

今後についてですが、新年度に入ってから、骨子に沿って草案を起草し、児童福祉部会で2回程度審議を行った後、最終案を11月頃、子ども・子育て会議にお諮りさせていただきたい。現時点では、このように考えております。

それでは、続きまして、資料1-2、「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」骨子案をご覧ください。

資料の1ページ目が、計画の位置づけと現状・課題について、資料の2ページ目が、第2次計画の基本的な考え方と計画体系の案となっております。

まず、1ページ目、1、計画の位置付け・計画期間です。

計画は、国の法令、大綱、北海道の計画、それから、「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」や子どもの権利条例を踏まえるとともに、本市の子ども子育ての総合計画である「さっぽろ子ども未来プラン」などとも考え方や方向性などの整合を図っていきます。

ここで、資料の右下、4番の近年の国の動きをご覧くださいと思いますが、こちらの2行目になりますけれども、国においては、年内にも、子どもの貧困対策を含む三つの大綱を「こども大綱」に一元化する予定とされています。しかしながら、どのような形で一元化されるのか、現時点で詳細は不明であり、一方で、本市の子どもの貧困対策計画は間もなく計画期間が終了いたします。

このため、このたびの第2次計画は、子どもの貧困対策計画として単独で計画を策定いたしますけれども、将来的には、国の動向なども見ながら、子未来プランとの統合も視野に入れていきたいと考えております。

次に、計画期間ですが、令和5年度から令和9年度までの5年間といたします。なお、計画の策定期間は令和5年度の後半となりますことから、それまでの間は、第1次計画に沿って取組を進めてまいります。

2、第1次計画の振り返りに移ります。

第1次計画では、五つの基本施策、10の成果指標を設定して、計画を推進してきまし

た。

本日は、時間の都合上、一つ一つの説明は割愛させていただきますが、全体として、おむね計画どおりに事業を進めることができたと考えております。

一方で、取組を進める中で見えてきた課題として、困難を抱える世帯が支援につながりにくく孤立傾向にあることや、一見しただけでは貧困が分かりづらいこと、また、問題の背景が複雑であったり、解決や支援に長い時間を要するケースもあることなどを改めて確認したところです。

ページの右側をご覧ください。

昨年度に実施した実態調査の中から確認された課題を大きく四つ掲載しています。

まず、(1) 子育て世帯の家計の状況です。

文字が小さくて大変恐縮なのですが、図の1、図の2のとおり、所得階層別、世帯類型別にクロスで見ると、「ぎりぎり」または「赤字」と回答した世帯の割合がご覧の分布になりました。低所得世帯、ひとり親世帯ほど家計が苦しい状況にあり、第2次計画においても、これらの世帯の生活を就労の安定や経済的な面から支えていく取組が必要と考えております。

次に、(2) 子どもの学びと育ちについてです。

子どもの進学資金の準備状況と子どもの習い事について質問をいたしましたところ、ご覧のとおり、低所得層において厳しい状況にあることが確認されました。

また、支援者ヒアリングでは、子どもの育ちについて、「家や学校以外でモデルとなる大人と交流する機会がない子どもがいる」といった声が聞かれております。

課題の二つ目として、子どもの学びを経済面から支える取組や、孤立傾向にある子どもには居場所や体験機会の支援が必要と考えております。

次に、(3) 支援が届いていない・届きにくい世帯です。

保護者の方の悩みを相談する相手、それから、相談機関や窓口の認知度について聞いたところ、低所得層ほど厳しい結果になりました。

支援者ヒアリングでも、「困難を抱える世帯の中には、問題を家族で抱え込む傾向が強い世帯もいる」という指摘がされており、課題の三つ目として、支援が届いていない・届きにくい世帯を早期に把握し、支援につなげる取組が必要と考えております。

最後に、(4) 特に配慮を要する子どもと家庭です。

社会的養護の子どもについては、社会的養護を離れる際の経済的支援などの強化を求め声が聞かれました。

ひとり親世帯に関しては、母子世帯について、働いている割合が高いものの、得られる収入が低いという指摘がされています。

これらを踏まえ、四つ目の課題として、特に配慮を要する子どもと家庭に対しては、その要因と状況に応じた支援が必要と考えております。

続きまして、4、近年の国の動き・子どもの貧困に関連する新たな社会的課題です。国

の動きにつきましては先ほど触れましたので、割愛します。

第1次計画策定以降の子どもの貧困に関連する新たな社会的課題ですが、ヤングケアラーや若年女性支援、ケアリーパー支援の強化の動きなどが挙げられます。第2次計画では、これらの新たな課題に対しても取組が必要と考えているところです。

ページ変わりました、5、計画策定にあたっての基本的な考え方をご覧ください。

まず、基本理念です。黒字の部分が第1次計画の基本理念で、大きく三つ掲げています。第2次計画では、これに、令和元年の子どもの貧困対策推進法の改正で追加された赤字部分、「子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえる」という理念を加えたいと考えております。

続いて、子どもの貧困のとらえ方です。子どもの貧困につきましては、法律上の定義がございませんので、第1次計画に引き続き、札幌市独自に「とらえ方」を掲げ、考え方の共有を図っていきます。

計画の対象、進捗の把握、SDGsについては、読み上げを割愛します。

続きまして、6、章構成（案）をご覧ください。

計画は、第1章で、最新の国の動きも含めて、計画策定の背景等について押さえ、第2章で、第1次計画を振り返るとともに、子どもの生活実態調査の結果を掲載、子どもや家庭を取りまく課題を整理します。第3章で、計画の基本理念等を記載の上、施策の体系を示し、第4章で具体的な施策を展開、第5章は、指標を設定し、計画の推進体制等を記載する。このような構成を考えております。

ここからは、計画の体系です。右側の7、計画体系（案）をご覧いただきたいと思いますが、資料の1ページ目で大きく四つ課題を確認しており、これに対応する形で基本施策を設定し、具体的な施策を展開していきたいと考えています。

まず、基本施策の1です。貧困・困難を発見して支援につなげるのが貧困対策の第一歩となりますが、これまでの取組や調査から、困難を抱える子どもや家庭は孤立しがちで、問題が潜在化しやすい傾向にあることが分かっております。

次の計画では、そうした世帯に一層の留意をした上で、より早期に把握し、必要な支援につなげることを基本施策の1番目に据え、引き続き強く推進していきたいと考えています。

基本施策の下には、三つの施策、「成長段階に応じた切れ目のない相談支援」「配慮を要する子ども・家庭への相談支援」「地域や関係機関・団体との連携による支援と、広報の充実」を展開し、年齢や専門機関相互のはざまからこぼれ落ちることのないよう、重層的に事業や取組を推進していきます。

続いて、基本施策の2です。基本施策の1で貧困・困難を発見した上で、子どもに対しては基本施策の2で、子どもを含む家庭に対しては基本施策の3で支援を行っていくことを考えています。

教育の支援は、法律や国の大綱上も重点施策に位置づけられており、全ての子どもが家

庭の状況に関わらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を伸ばしていけるようにする必要があります。第1次計画では、保護者の生活支援と併せて一つの基本施策としておりましたが、性質が異なることなどから、第2次計画では、基本施策の2と3に分けることといたします。

「子どもの学びと育ちを支える取組の推進」の下には、「子どもの多様な学びの支援」「学びを支える教育費の負担軽減・進学支援」そして、孤立傾向にある子ども、体験機会に乏しい子どもに場と機会を提供する「子どもの居場所づくりと健やかな成長を促す体験活動の推進」の三つの体系を設定し、事業や取組を推進していきたいと考えています。

続いて、基本施策の3です。子どもの貧困は、その子どもの属する家庭の貧困・困難であり、家庭ごと支える取組が必要です。第1次計画では、家庭への支援を、生活支援、それから、就労支援・経済給付に分けて施策を柱立てしておりましたが、第2次計画では、「子育て家庭の生活を支える取組の推進」として一本化したいと考えております。

その上で、「安心して子育てをするための生活支援」「保護者の就労の安定や自立に関する支援」「子育て家庭を支える経済支援」の三つの施策を展開していくことを考えています。

最後に、基本施策の4です。ここでは、貧困・困難の背景に特別な要因がある子ども・家庭、若者に対して、それぞれの状況を踏まえて施策を展開していくことを考えています。

第1次計画では、若者支援は別立てでしたが、ひきこもりやケアリーバー、新たな課題であるヤングケアラーなどは、子ども・若者両方にまたがる困難でもあることから、年齢で分けることなく、一つの基本施策の中で取り扱うこととしたいと思います。

表の一番右の列には、今の時点で、第2次計画の主要な事業・取組となると想定しているものをご参考までに掲載しました。

本日の段階では、まず、第2次計画の基本的な考え方や施策の体系などについてご意見を頂戴し、計画の大枠を固めてまいりたいと考えています。

その上で、計画に盛り込む個々の事業や取組については、新年度に入ってから、まちづくり戦略ビジョン、その中期実施計画と並行して検討し、児童福祉部会に改めてお示しさせていただく予定でございます。

大変長くなりましたけれども、私からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○正岡会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、第2次計画の基本的な考え方、基本施策についてですが、委員からのご意見、ご質問をいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

林委員ですね。

○林（亜）委員 委員の林でございます。ご説明どうもありがとうございました。

計画体系の基本施策1、全般に関わることだとも思ひうのですが、今回の計画の中

では、配慮を必要とする家庭、困難な家庭ほど潜在しがちだということに着目していただいているということは、本当にそのとおりだなと思ってお聞きしていました。それで、計画体系の中のご説明を伺っているときにちょっと思ったのですけれども、配慮を要する子ども・家庭への相談支援というところで、こうやって窓口がたくさん並んでいるのですけれども、その窓口はどうやってつながれるかということについて、潜在しがちだという理由に十分配慮した具体策をぜひ計画には盛り込んでいただければなと感じながら伺っておりましたことが1点です。

それともう一つなのですけれども、放課後児童健全育成事業は基本施策の2のところに位置づけていただいております。1で見つけた困難に対して、子どもへはこの基本施策2で、それから家庭へは基本施策3でというふうなご説明をいただきました。それぞれへの丁寧な関わりというのはもちろん必要になってくると思うのですけれども、放課後児童健全育成事業は、子どもの育ちや成長を支えるということはもちろんなのですけれども、子育て家庭への、困難な家庭ほど就労ということも重要になってくる、それから、就労だったり療養だったりということが重要になってくるということでは、家庭を支えているという意味も放課後児童健全育成事業にはございます。そして、何より放課後児童健全育成事業が家庭を支えているという意味には、子育て家庭同士が、みんなの子どもをみんなで育て合うという関係性をつくっていることなのですね。なので、そういうことが国の運営指針にもしっかり示されております。そこを踏まえた施策の持ち方をいま一度検討していただければなと感じております。

この基本施策の分類を拝見すると、子どものことは放課後児童健全育成事業で支える、成長を促したり、場所があったり、体験を推進するということが掲げられていて、それ自体はすごく重要なことだと思いますけれども、より子育て家庭を丸ごと支えるという意味において、放課後児童健全育成事業の意義があるということも計画の中に盛り込んでいただければなと感じました。

以上です。

○正岡会長 ありがとうございます。基本施策の方に反映させていただきたいという2点の意見をいただいたかなと思いますが、何か回答とかご意見、担当部署の方からご意見をいただけますでしょうか。

○事務局（引地子どものくらし支援担当課長） ありがとうございます。ご意見2点ほど頂戴しました。

まず、潜在化しがちなお子さん、ご家庭に対する取組についてご意見頂戴しました。私どもも今回検討する中で、支援が届いていない世帯や支援につなげにくい世帯については、日常の様々な場面でできるだけ早期に把握をして、支援につなげていく必要があるということを改めて感じておまして、具体的には、妊娠・出産期から乳幼児期、学齢期、若者期における相談の機会や、学校、居場所など様々な場面で関係する機関が困難を抱えている可能性のあるお子さんやご家庭に気づくこと、また、プッシュ型の情報発信や

LINE など気軽に相談しやすい仕組みなども充実を図っていく、このような形でアプローチ、取組を進めてまいりたいと考えておりますので、その方向で引き続き計画の検討を進めてまいりたいと思います。

それから、2点目の放課後児童健全育成事業について、こちらの施策体系の案の方では、今の時点では、子どもの居場所づくりと健やかな成長を促す体験活動の推進ということで、お子さんにフォーカスをしたようなことを検討していたわけですが、もちろんご家庭を支える、そういうような事業でもございますので、そこも踏まえての計画の検討をというご意見だったかと思っております。ご意見を踏まえまして、また引き続き検討させていただきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

○正岡会長 ありがとうございます。

ほかの委員からご意見、質問。齋藤委員ですかね。お願いいたします。

○齋藤委員 公募委員の齋藤と申します。

私も基本施策の1の潜在化しやすい困難を抱えている家庭について、ちょっと感じていることを意見させていただきたいのですが、特に貧困対策ということで、特定妊婦やひとり親家庭が目立つという、特定妊婦のことを挙げましたけれども、どうしても最初から貧困家庭になりやすいといえますか、傾向がある、ちょっと問題になりそうだなというところを最初から注目して、妊娠・出産期からサポートしていただけるのだと思うのですが、どうしても子どもが生まれると一気に生活が変わることがありまして、出産が終わった後に子連れで常に行動することになると思うのですけれども、その子どもを連れて外に出るということが、どうしても潜在化しやすい家庭にとってはかなり大きな一歩ということも感じていて、例えば子育てサロンですとか、あと必ず行く4か月健診、10か月健診などで、そのときも常に子どもと一緒に行動していると思うのですけれども、相談をするときも必ず子どもを抱っこした状態で相談していて、しっかり相談できていないんじゃないかなと私は常に思っていました。もし可能であればなのですけれども、そのような不安を抱えていそうな家庭のときには、お子さんと離れてといえますか、ちょっとの時間だけでも離れて何か相談ができる機会みたいなものを設けていただけると、何か問題が発見しやすいのではないかなと思っていまして、可能であれば、施策にそのような、一時保育ではないのですけれども、何か相談事があるときも保育で預かっていただけるような仕組みがつかれないかなと思っております。よろしく申し上げます。

○正岡会長 ありがとうございます。

相談する際の環境の整備というところにもなると思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（引地子どものくらし支援担当課長） 相談をする際にお子さんを預けて相談ができるような環境がつかれないかというご意見を頂戴いたしました。このことにつきましては、本日、貴重なご意見を頂戴したということで、引き続き検討させていただきたいということでご回答とさせていただきます。ありがとうございます。

○正岡会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員からご意見。オンラインで「手を挙げる」がありました。北川委員が手を挙げております。

○北川委員 ありがとうございます。

調査したり、素晴らしい子どもの貧困対策計画、本当に事務局の皆さんや関係した皆さんありがとうございました。

その中で、国としては、子ども、若者と少子化と貧困と一元化したこども大綱を今つくっていると思うのですけれども、それにも関わらせていただいています。その中で、計画の対象として、生まれる前の妊娠期からということで、私どものところでも妊娠葛藤相談をしていて、割と若年層からの相談も多いのです。結果として相談として現れてくる妊婦さんは、やっぱりいろいろな問題を抱えて、貧困と密接な関わりがある妊婦さんが多い実態があります。そのためこの基本施策の4の中に若年女性支援、これは札幌市も画期的にやっていただいて素晴らしいことなのですけれども、できれば加えて、やはり妊娠期からの相談と支援ということも入れていただくとよろしいかと思っておりますので、検討の方をよろしくお願いいたします。

○正岡会長 ご意見ありがとうございます。生まれる前からということと、あと妊娠期の課題を抱える女性が多いというご経験からのご意見でした。いかがでしょうか。

○事務局（引地子どものくらし支援担当課長） ご意見ありがとうございます。子どもの貧困対策におきましても、妊娠・出産期からの切れ目のない支援、特に周囲の支援が届きにくい、委員からご発言のありましたような世帯に留意をして相談支援に取り組んでいくことが重要と私どもも考えております。妊娠期も含めた相談支援につきましては、基本施策の1の、ちょっとここには表現しきれなかったのですけれども、配慮を要するお子さん、ご家庭への相談支援の中に、今後検討する中で、事業として含めていくことを検討したいと考えております。

以上でございます。

○正岡会長 ありがとうございます。

○北川委員 よろしく申し上げます。

○正岡会長 ありがとうございます。

ほかのご意見お願いいたします。斎藤委員ですね。お願いいたします。

○斎藤委員 斎藤でございます。私の方から2点、意見を申し上げたいと思います。

1点は、子どもの生活実態調査の時期ですが、令和3年10月から半年間、令和4年4月に実施されたものをベースに計画を立てているというご説明でしたけれども、令和4年4月以降現在に至るまで、物価の上昇が相当深刻になってきておりますので、特に、この調査以降、低所得者層と中間所得者層の生活に対する困難度は、かなり深刻になっている世帯があるのじゃないかということを加味して計画を立てていただきたいというのが1点です。

もう1点は、いわゆるひきこもりの若者支援なのですが、ひきこもりの若者支援につい

ては、彼ら彼女らが支援される側という位置づけだけだと、非常にこれはスティグマといえますか、本人たちの自尊心を非常におとしめることになる可能性があると思います。したがって、どこかでひきこもっている若者たち自身が発言する、発信するという仕組みですね。これは、例えば若者支援総合センターなんかの機能を強化するというような形でできるのではないかと思います。そういうひきこもりの若者同士が集まって、そこから発信をしていく、発言していくという仕組みをぜひ構築して、エンパワメントのような形で、その能力を引き出していきたいということをお願いしたいと思います。

ひきこもりの若者の中には、大変なユニークな発想を持っている方々がたくさんおられますし、特技として、ゲームですとか、YouTube ですとか VTube ですとか、非常に私ども年配の方にはとてもついていけないような特技を持った方がたくさんいらっしゃいますので、ぜひ、エンパワメントの視点を持って支援をしていただきたいと。

以上2点です。

○正岡会長 ありがとうございます。ただいま2点についてご意見いただきました。令和4年4月以降の社会状況、経済状況も含めた内容を計画の中に入れてほしいということと、あと2点目は、ひきこもりの若者の声を計画に反映させていただきたいというご意見だったと思いますが、この2点についていかがでしょうか。

○事務局（引地子どものくらし支援担当課長） ご意見ありがとうございます。

まず、1点目の子どもの生活実態調査終了後の物価高騰について、計画の中で考慮に入れるべきではないかというご意見だったかと思いますが、ご指摘のとおり、このたびの子どもの生活実態調査は、現在の物価高騰が始まる前の令和3年10月から11月にかけて実施をしたものであり、その後、厳しさを増していることにつきましては、念頭に置く必要があると考えております。計画の本書を書く際には、例えば、ほかの調査などにも触れるような形で現状分析に加えたいと考えているところでございます。

それから、2点目のひきこもりの若者の方の発信をする仕組みについてのご提言でございましたけれども、これにつきましては、ご意見として承って、今後検討させていただきたいということでご回答とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○正岡会長 ありがとうございます。

たくさん意見をいただきまして、時間が押してまいりました。次に進ませていただきたいと思います。第1号議案につきましては、今までいただきました意見を踏まえて、引き続き、児童福祉部会でのご審議ということにさせていただきたいと思いますが、この点につきましてご同意いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら、議題の2点目に進みたいと思います。

「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン及び一般事務（福祉コース）育成方針」の策定についてをご審議いただきたいと思います。

資料につきまして、担当の事務局よりご説明お願いいたします。

○事務局（森本相談判定二課長） 児童相談所相談判定二課長の森本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。資料は3点でございます。

まず、資料2-1、A3判2枚物でございます。「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョンの策定について」①、②とあるものです。もう一つが資料2-2、冊子型のものでございますが、人材育成ビジョンの本書でございます。3点目が資料2-3、A4、1枚物でございますが、「札幌市一般事務（福祉コース）育成方針の策定について（概要）」、この3点に基づいてご説明をさせていただきます。

本件については、2月28日にございました児童福祉部会でご審議をいただいております。また、今週水曜日、3月22日に、児童虐待防止対策推進本部会議でも議論をし、本部長である市長より、年度内の策定の指示を受けているものでございます。

それでは、資料2-1をご覧ください。お時間も限られておりますので、ポイントを絞って説明をさせていただきます。

まず、資料左上、1、外部評価報告書における人材育成に関する評価結果でございます。

（1）人材育成に関する評価結果については、子ども虐待防止には専門性が必要であることを市として自覚した上で、育成体系（育成ビジョン）を作成し、札幌市の中にいかに専門職集団を形成していくのか検討する必要があるという評価結果でございました。

また、（2）今後の取組に対する主な意見といたしましては、関係部局、外部専門家で構成される常設委員会の設置、そこにおける育成体系（育成ビジョン）、キャリアラダー、スーパーバイザー養成等の検討が必要であると。また、研修体制についてもご意見をいただいていたところでございます。

続いて、2、育成対象となる職員ですが、児童相談所、各区家庭児童相談室のほか、保健師、保育士、その他区の保健福祉部等、子ども虐待防止に関する職務に従事する幅広い職員を対象として考えてございます。

3、人材育成に関する検討方法でございますが、まず、一つ目の黒丸のとおり、外部委員3名にご参加いただいて、庁内関係部局を検討主体とした常設委員会である「子ども虐待防止に係る人材育成検討委員会」を初めて設置いたしました。庁内意見も集約の上、組織横断的に職員育成ビジョンを検討してきたところでございます。

左下に主な検討経過を入れております。7月12日の児童福祉部会、8月22日から2月14日まで4回にわたる検討委員会での審議、そして、2月28日の児童福祉部会ということで、主なものを入れてございます。

資料右側をご覧ください。職員育成ビジョンと個別の育成方針等との関係でございます。

三角形の図がございますが、一番上部に、この職員育成ビジョンが位置しております。オレンジの矢印のとおり、この育成ビジョンに基づいて、各職域・職種の人材育成の取組

に反映をさせまして、札幌市一丸となって一体的に、同じ方向を向いて人材を育てていくというものでございます。

そして、札幌市職員人材育成基本方針が土台として、こちらを支えていくという形を考えております。

また、一番上段にありますとおり、札幌市で策定をしてございます、子どもの最善の利益を実現するための権利条例についてもしっかりと位置づけていきたいと考えております。

5、今後の取組ですが、職員育成ビジョンを策定した後、幅広い職員に冊子を配付するなどし、庁内周知を徹底し、二つ目の黒丸のとおり、令和5年度以降も常設委員会である検討委員会において、各部局における個別の育成方針等に、このビジョンの内容を反映させていくなど、全庁一体となって人材育成に関する取組を継続してまいります。

それでは、資料2-1の2枚目をご覧ください。具体的な人材育成ビジョンの構成と概要を記載しております。

こちらの人材育成ビジョンについては、四つの項目、柱立てを階層的な形で整理しております。一番上部に「職員・組織の存在意義」というものを設けまして、その下に「目標とする職員像」「職員行動指針」「組織としての責務」、それぞれ関係し合う階層的な柱立てとしております。

まず、「職員・組織の存在意義」でございますが、左上の二重囲みの中、読ませていただきますが、子ども虐待防止に関する職務に従事する職員及び組織は、札幌市で発生した虐待死亡事例を決して風化させず、子どもの最善の利益の観点から、虐待の未然防止を含めた支援に努め、あらゆる虐待から子どもを守りますとしております。こちらを職員の人材育成ビジョンの一番重要なものとして位置づけたいと考えております。

右側、幾つか黒丸ございますが、上から4段目、保護者自身も不適切な養育を受けてきた場合や、妊産婦となった段階で支援を要する様々な課題を抱えている場合もありますことから、困難を抱える若年女性が制度や支援の網の目からこぼれ落ちないように支えていく。

その下でございます。虐待の未然防止を含む予防的な関わり、早期発見、早期支援を行う姿勢、こういったものを札幌市の中でしっかりと構築していきたいと考えております。

この職員・組織の存在意義を実現するために職員に求められるものとして、2、「目標とする職員像」でございます。こちらについては、当事者の立場で考える姿勢、協働の視点、それぞれの業務における専門性と自覚に支えられた高い使命感を持った職員、これらを持った職員を育成するということを目標としてまいります。

さらに、個々の職員が具体的に求められる行動を指針としてまとめたものが、3番「職員行動指針」でございます。3点で整理しております。1点目は子どもを中心とした当事者の尊重と共感的な理解、2点目は協働による支援の実践、3点目は専門性の獲得でございます。

下の黒丸二つ目をご覧ください。子ども虐待防止に関わる職員が持つべき共通の基盤としての知識・技術を本書の中で例示をしております。こちらについては、外部有識者の方から、協働とは会話であると。その会話のためには、最低限持つべき知識や技術があるというご意見をいただいておりますので、例示をしたところでございます。

また、その下の丸でございますが、自分たちの判断にバイアスやエラーが含まれていないか、協働を土台に新たにもたらされた情報が、これまでの判断や見立てを見直さなければならぬものではないのか、常に検証し続ける姿勢が私たち職員に求められるということで、その点も明記をしております。

4番、「組織としての責務」ということで、職員の行動を組織としてしっかりと支えるということも重要でございますので、4番として立てております。こちらも3点で整理をしております。1点目が対人援助業務に対する組織的な支援、2点目が協働の組織文化の醸成、3点目が専門性の高い組織の形成でございます。

黒丸三つ目でございますが、協働を組織文化として根づかせていくために、関係部署・多職種による横の協働を目指した多職種合同研修を、次年度全区に展開をしていきたいと考えております。こちらについても外部評価報告書の方で提言をいただいております。今年度試行実施を2区で実施したところ、参加者のアンケート結果でも、協働や多角的な視点を得られるなど効果を確認しております。

最後、右下でございますが、失敗を伝えられる文化を醸成し、未来志向・解決志向で安心して話し合えるような職員の心理的安全性も担保できる組織づくりを進めていきたいと考えております。

では、資料2-2、冊子の方をご覧ください。こちら、全てに触れていくことは難しいので、何点かだけ触れていきます。

まず、2ページをご覧ください。2ページについては、先ほどご説明した関係図、そして構成図を入れてございます。

3ページからは、それぞれ4本の柱立てそれぞれの解説となっております。3ページは職員・組織の存在意義の解説をしております。

4ページをご覧ください。先ほど触れさせていただきましたが、4行目ですね。保護者自身も生育歴上、不適切な養育を受けてきた場合、妊産婦となった段階で支援を要する様々な課題を抱えている場合も少なくないと。人工妊娠中絶や交際相手からのDVなど、母親になる前から困難を抱える若年女性が制度や支援の網の目からこぼれ落ちないよう支えることも重要という形で、本書の中に明記をしております。そして、一番最後ですね。虐待の未然防止を含む予防的な関わり、早期発見、早期支援を行う姿勢というもの札幌市の中でしっかりと築いていきたいと考えているところでございます。

続いて、少し飛ばしまして、11ページをお開きください。こちらについては、協働に必要な共通基盤として七つの知識・技術を例示しております。これらについては、区の職員を含めて、しっかりと研修等で身につけていくよう進めていきたいと考えており

ます。具体的には、11ページ、子どもの発達についての知識、二つ目、子どもの発達を阻害する要件、三つ目、子どもと家族のアセスメント、12ページに行きまして、基本的な面接技術、アウトリーチ、バイアスの理解、そして、子どもと家族を取り巻く環境因の把握でございます。

13ページ下段、囲みの中には、民間の皆様方との協働についても解説を入れております。3行目、やはり札幌市と民間の関係機関や団体の皆様方の間における対等な関係、パートナーシップに基づく連携や協働というものを、今後しっかりと職員も意識しながら進めていければと考えているところでございます。

最後に16ページをお開きください。上段囲みの中は、協働の組織文化を根づかせていく新たな取組としての多職種合同研修の解説を入れております。この囲みの中、下から4行目ですが、事例検討を多職種で行うわけですが、予防的な関わりや早期支援の観点から、子どもと家族のウェルビーイング実現に向けて、虐待の未然防止や重症化させない支援のための協働をいかに実現できるかという視点をベースに、多職種で研修を行っていきたい、事例検討を重ねていきたいと考えております。

また、下段の四角をご覧ください。人は誰でも失敗するというのはこの分野でも当然起こり得ますが、皆でお互いにフォローし合う体制をつくり、2行目、失敗を伝えられる文化を醸成し、未来志向・解決志向で安心して話し合える職員の心理的安全性を担保できる組織づくりを進めていくということを明記してございます。

これらを柱として子ども虐待防止に係る職務に従事する職員、全庁一丸となって育成をし、子どもと家族の力になっていきたいと考えてございます。

職員育成ビジョンについての説明は以上でございます。

続きまして、資料2-3、札幌市一般事務（福祉コース）育成方針の策定について、概要の資料をご覧ください。こちらについては、総務局、保健福祉局、子ども未来局、主要策定3局で進めていくものでございます。

まず、1、育成する能力のところをご覧ください。一つ目の丸ですが、札幌市職員人材育成基本方針という全職員の人材育成方針なのですが、ここの目指す方向性にのっとった上で、検証報告書等が指摘する課題に速やかに取り組む必要があるため、新たに福祉コースの育成方針を策定するものでございます。福祉コースについては、平成8年度から職員が働いておりまして、令和3年度の採用試験からは社会人経験者の部を設けて、採用数が増えている採用区分になります。

育成する能力などの二つ目の丸ですが、児童福祉分野だけではなく、福祉行政全体の底上げに資する人材を積極的に育成していきたいと考えております。

三つ目ですが、福祉コースとして育成する能力として3点にまとめております。一つ目は、関係部署、関係機関、諸団体と組織横断的な調整や交渉、協働を担うことのできる総合力。二点目は、社会の変化や地域住民の多様なニーズをつかみ、高い倫理観を持って、専門的知識や技術を常に更新・実践できる高い支援力。これらについては、相談援助技術

やスーパーバイズ、危機介入、そして権利擁護、こういった技術や知識をしっかりと身につけていくと。三つ目が、福祉等の行政課題の解決を実現する政策立案力、行政手腕としております。

また、これらの能力を組織的・計画的に育成する上で、以下の対応を図るとして、ここでは2点入れております。自己申告に基づく所属長面談、その他あらゆる機会を捉え、組織として専門性の獲得に対する動機づけを強化すると。後ほどご説明するキャリアラダーの活用を考えております。2点目は、現場を通じて取得した知識や経験を発揮できるように、能力、適性なども踏まえ、異動や昇任などを通じた活躍の機会を確保すると。ジョブローテーションでの考慮を考えております。

2、育成方針の主な構成でございます。本日は概要の説明資料しかお持ちしておりませんが、2に記載のとおり、育成方針の本体資料のほか、福祉コースのキャリアラダー、また、心理系職員のためのキャリアラダー、また、福祉コースに限らず、福祉職場に勤務する一般事務（行政コース）向けのキャリアラダー、そして、福祉職場における職員個人の年間育成計画書、福祉職場における研修手帳、これらのもので構成される育成方針としております。

3番、キャリアラダーでございます。一つ目の丸です。目標設定や到達度を図る観点から有効であり、人材育成のツールとして所属長面談や自己チェック等で活用し、専門性への一層の動機づけを組織として図っていきたいと考えております。また、活用については、先ほどご説明したとおり、福祉コースに限定をしない運用を考えております。

4、最後、ジョブローテーションと研修でございます。一つ目の丸、年代に応じてということで、福祉コース、7割近くが女性職員でございます。また、20代の職員が一番多く、子育て時期も入ってきますので、年代に応じて能力を開発していく人事異動、そして2行目後半になりますが、専門資格、公認心理師資格などを持っている職員も増えてきておりますので、専門資格を有し適性、希望がある場合における特定分野の異動を検討していきたいと考えております。

二つ目の丸です。基本的には30代を目安に、適性を広げるための若手育成期間（能力開発期）を位置づけ、「異分野・異部門」をベースとした計画的なジョブローテーションを実施していきます。

3点目、若手育成期間以降も組織的・計画的な育成の観点から、組織の中核的役割を果たす中堅職員を育成できる人事異動、昇任を行い、職員の昇任に向けた動機づけ、キャリア形成にも組織全体で取り組みたいと考えております。

最後、新任期やスーパーバイザーに対する部局横断的な研修を新設いたしまして、次年度、専門性の向上を図っていきたいと考えております。

駆け足ではございますが、私の説明の資料は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○正岡会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に関しまして、委員からのご意見、ご質問ございましたらよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

藤原委員ですね。お願いたします。

○藤原委員 藤原と申します。ありがとうございます。

資料2-1に、職員・組織の存在意義（パーパス）というところの概要が5点書かれているのですが、その4点目のところで、確かにこの間ずっと言われていたのは、妊娠する前、あるいは子ども期のおときから困難を抱えている若年女性に対するアプローチがなければ、包括的な虐待予防にならないという、そういう観点がずっとあったと思います。それがここで明記されているということが理解できたのですが、一方で、保護者自身も不適切な養育を受けてきた男性もいると思います。その男性が女性のパートナーになっていたり、赤ちゃんのお父さんになったりすることで虐待が発生するという場合も往々にしてこの間散見されてきたのですが、大きな目的として虐待防止を職員の方が予防するための組織、存在意識といったときに、若年女性のことはうたわれているとおりののですが、若年男性と言うのかどうか分からないのですが、子どものパパとかパートナーとして妊娠女性とともにいる、その男性にアプローチとかがないと、なかなかこの間の起きてきたような虐待に対する予防って難しいかなと読めたのですが、そのあたり、何か審議の中でご意見とかがあったのであれば紹介していただきたいと思います。

○正岡会長 ありがとうございます。ご回答お願いたします。

○事務局（森本相談判定二課長） ありがとうございます。このビジョンの書きぶりとしても、保護者ということで、その性別は問わず書きぶりをスタートしておりますとおりの、私も現場を預かる立場でございますので、今委員ご指摘のとおり、男性側の方も不適切な養育を受けてきて、体罰による養育を受けてきたような事例も多数見てございますので、このビジョンの策定の過程においては、女性だけではなくて、その男性側の支援も必要であるという議論をしております。若年女性、そして不適切な養育を受けた男性を含めて、未然防止を含む予防的な関わり、早期発見、早期支援というのが必要であろうということで認識しておりますが、今いただいたご意見を踏まえまして、またしっかりと認識を新たに次年度以降進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

○藤原委員 ありがとうございます。

○正岡会長 非常に重要な視点かと思えます。ありがとうございます。ご質問ですね、ありがとうございます。

○金委員 金と申します。ありがとうございます。

先ほど13ページの方で、協働のイメージというのを見たのですが、確かに縦割り福祉とか支援の問題として、こういった解決案というものができたと思うのですが、そうすると、このような連携ということにすると、やっぱり連携による責任とか役割というものが当然分散されると思うのです。それと、札幌市に起きた児童虐待の事例というものを、連携するのはいいのですが、その事例ケースを誰が、どの組織が、

マネジメントするののかということがとても大事になると思うのですが、そういった計画案も今回の計画案に含めているのでしょうか。

○正岡会長 ありがとうございます。担当部署の方からいかがでしょうか。実際に誰がどのように実践をしていくのかというところまで計画に組み込まれているのかということになりますか、と理解しましたが、金委員よろしいですか。

○金委員 そうですね。

○正岡会長 ご回答よろしく申し上げます。

○事務局（森本相談判定二課長） 13ページの図の中の協働の下に書いてあるとおり、それぞれの職種・職域の職員が、自律したプロフェッショナルとして情報を共有・更新しながら子どもと家族を支援していく姿勢が必要と認識をしておりますので、様々な職種・職員、そして関係機関、民間の皆様方が関わるシーンにおいて、それぞれがプロとして、しっかりとそれぞれの役目を果たしてのり代を重ね合わせていく、そういった支援をしていけるように、多職種合同研修を含めてしっかりと育成をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○正岡会長 金委員いかがでしょうか。

○金委員 私の質問の要旨というものは、そういうような取組というものはとても大事だと思うのですが、そうすると、その全体をまとめる役というものが当然必要かなと思うのです。だから、誰が誰にやらせているかという、その役割分担とか、そのケースを持続的に管理するというものが今後すごく大事になるかなと思うのですが、そういった案というものが今回の計画案には含めているのかということでした。

○事務局（森本相談判定二課長） それについては、要対協というものがございまして、各区でも設けておりますし、その要対協の中で、主に全体を取り仕切る、音頭を取る主担当というのも決めて、しっかりと進行管理していくというのが仕組みとして既に設けられておりますので、今後ともそれはしっかりと進めていきたいと考えております。

○金委員 ありがとうございます。

○正岡会長 コーディネートする役割が非常に大事かと思っておりますので、また引き続きご検討よろしく申し上げます。

では、オンライン参加の北川委員が、手が挙がっております。北川委員お願いします。

○北川委員 ありがとうございます。

本当に分かりやすい説明と短期間の間にこれだけのことをまとめた、本当に素晴らしいものができたと思います。ありがとうございました。特に、この中では、当事者の立場で考える姿勢と協働の視点というところが素晴らしいと思いました。札幌市の子どもですから、札幌市の本当に虐待防止に関わる職務は非常に難しい中、民間の人たちと一緒に手をつなぎながら子どもと家族を支えていくという姿勢は、本当に必要な新たな姿だと思って期待しています。

一つ、多分中には入っているかもしれないのですけれども、やはり子どもの虐待防止に関わる職務は、非常に専門性も要るし、批判的な振り返りなどもしっかり書かれてあって非常にすばらしいのですけれども、ある意味、非常に難しい職務でありますので、職員のメンタルヘルスも大事なところかなと思いますので、そういう点にも、重要な点として書き記していただけたらうれしいと思いました。ただ、助け合うとかそういういろいろな大事なことは書かれてあるのはいいと私は思いました。ありがとうございました。

○正岡会長 ありがとうございます。支援する職員側のメンタルヘルスのケアについてご意見いただいたと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○事務局（森本相談判定二課長） 本書の方の14ページ、15ページをご覧いただけたらと思います。まさにその福祉分野、協働には、葛藤や緊張、対立といった、いわゆるコンフリクトが発生する場面も多くございますので、組織がしっかりと支えるということで、14ページの下段には、業務の質を高め職員一人ひとりがサポートされるために、効果的なスーパーバイズが重要ということで、スーパーバイズについて触れております。

15ページ、協働の組織文化の醸成の二つ目の四角には、コンフリクトにより苦悩しストレスを感じるところ、そこを職員個人に負わせるのではなく、3行目後半ですが、チームや組織で乗り越え解決をしていくということ、そこにおけるリーダーシップの必要性について触れております。

また、15ページ最下段については、ストレングスを志向したファシリテート、参加した職員がエンパワメントされるような視点で、様々な多職種合同研修を含めた取組を進めていきたいということで考えております。

今、北川委員からご指摘を改めていただきましたので、働く職員がバーンアウトしないように、しっかりと支えて進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

○北川委員 ありがとうございます。本当に一つ一つの事例でそれぞれ見立てが違ったりすると、分断が起きて、そこでまたいろいろな葛藤が生まれやすい虐待臨床になると思いますので、このような今説明してくれたことがあるということで安心いたしました。ありがとうございます。

○正岡会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員から。齋藤委員お願いいたします。

○齋藤委員 齋藤です。職員の方の人材育成ビジョンについて、本当に分かりやすくご説明いただいてとても感動していたのですけれども、協働について、このように活動されているというので、私が一番最初に思ったイメージというのが、人材育成をしていただいて、一人一人が今のレベルよりもレベルアップして対応できるということはとてもすばらしいのですが、人数がいつも足りないということをよく耳にするので、その人数については、どのように変化していけるのかということ、どこかに書いてありましたら教えていただきたいのと、あと、このような形で職員の皆様方が取り組んでいらっしゃるということを、実際に支えられる側といいますか、支援を受ける側の人も、こんな形で皆さんスー

パーバイザーがいらしたりいろいろな方で、いろいろな勉強をされている方なのだということが、これだけ動かれているということが分かります、より信頼しやすくなると思いますので、何かそれが分かる形で示していただけたら、信頼などももっともって得やすくなると思いますので。

以上です。お願いします。

○正岡会長 2点ですね。ご回答をお願いします。

○事務局（森本相談判定二課長） ありがとうございます。

まず、職員については、別途、職員の必要数については、毎年度必要な人数を要求しており、例えば児童相談所において、児童福祉司、児童心理司は、令和元年以降相当増えています。そこは通告件数や虐待の相談件数、国などを含めて、札幌市もしっかりと充実をさせていくという考えでありますので、この本書の中には、その人数については記載してございません。ただ、この人材育成ビジョン、幅広く職員の対象にするということで、ざっくり3,000人程度の職員を想定しております。まず、その3,000人程度の職員の間で、しっかりとこの人材育成ビジョンの考え方を共有し、そして一つ一つ実践をしていくということを次年度に進めていきたいと考えております。

続いて、支援を受ける側の皆様もこれを知ることによって信頼できるのではないかという貴重なご意見いただいたと思います。こちらについては、外部有識者の方々からも、非常に先進的な取組であるということで、検討委員会の中でも高い評価をいただいておりますので、市民の皆様にも何らかの形で分かるようにお示しできればということで、内部でその取扱いを検討したいと思います。ありがとうございます。

○正岡会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。そろそろ時間も迫ってまいりましたが、あと一つぐらいはお受けできるかなと思いますが、いかがでしょう。

藤原委員お願いします。

○藤原委員 もう1点だけ質問させていただきたいのですが、今回のこの報告、プランの中に、たびたび「組織文化」という言葉が出てくるのですが、「文化」という言葉が、こういう虐待防止なら防止とかを推進するための組織に必要な、ある意味価値だったり、風土だったり、慣習だったりというようなニュアンスを放つ言葉が、私は正直言って、「文化」というのが分からなくて、組織の機能として当然お互いがフォローし合う体制とか協働を推進する組織機能を持っているとかというのだったら、そうだと思うのですが、ここに「文化」というのが入ることで、やんわりとみんなが作り上げてきて、それが習慣化したものとか、その組織でこういうことを目指そうとか、こういうふうに支援をしようということをお互いに認め合っていくような空気感、ニュアンスが漂ってしまうのですが、その「文化」というのは必須ではないという意味もあるのかなと思って。何かこのあたりで、組織じゃ駄目で、文化、失敗を伝えられる組織をつくるじゃなくて文化というあたり、何か議論があったら、これも教えてもらっていいですか。

○正岡会長 いかがでしょうか、この点に関しまして。

○事務局（森本相談判定二課長） この「文化」という言葉の是非といいますか、ご指摘だったと思いますが、例えば、令和元年の事案の外部評価報告書、その最後、終わりのところにこのように書いてありました。「札幌市は、これまでの死亡事例等から本気で学ぶつもりがあるのか。市民の困難を共感的に洞察し、協働の文化を持つ組織になる必要性を本気で感じているのか。市政の在り方そのものが問われている」ということで、非常に強い言葉で私たちの組織についてご指摘をいただいております。その中で、この文化、「協働の文化を持つ組織になる必要性」ということを検討のスタートとして持っておりますので、今回の人材育成ビジョンの中にも「文化」という言葉を使ってはございます。ただ、委員ご指摘のとおり、ふんわりとした空気とかではなくて、例えば組織としての責務、役割として、今回も柱立てしているとおり、その組織の機能なり形というのはしっかりとつくっていくと。その中で、市役所全体も非常に多くの部署が関わりますので、人が入れ替わっていても、何年何十年たっても、しっかりと協働や虐待防止のために必要な取組を、誰がそこの部署に行ってもしっかりと誰もが実践できるような、そういった形にしていきたい。それをポジティブに捉えて「文化」という単語を使っているところでございます。ただ、今、委員ご指摘のとおり、ネガティブなふうに誤って解釈されないように、そこは今後の周知の中でしっかりと留意をしていきたいと考えております。ありがとうございます。

○藤原委員 ありがとうございます。理解いたしました。多分、外部評価の終わりのところに書いているのは、私たちは、札幌市に対して、あるいは専門職の人に対して、こういう文化を醸成してほしいですよという願いをしたと思います。ただし、それを受け取った方は、それを文化として醸成するのか、当たり前のことを的確に行う組織をつくり、それを運営していくのかということ、こちらがお願いした文化をつくってほしいということと、こういうふうにやっていきたいと思っておりますという、そのかつちりとした、今おっしゃっていただいたように、人が替わったとしても、時間がたったとしても、文化って意識的にこういう文化をつくらうというよりも、結果的に伝統と蓄積でこういう文化になっていましたという使い方なのかなと思ったので、ちょっとだけ違和感を感じたのですが、ご説明については理解いたしました。ありがとうございます。

○正岡会長 ありがとうございます。非常に重要な視点というか、「文化」という言葉の持つ意味ですが、ふんわりとではなくて、当事者の立場に立って考えることとか協働するということが当たり前に行える組織というような意味で用いているという共通理解ができたかなと思います。ありがとうございました。

では、時間が過ぎてまいりましたので、進めていきたいと思っておりますが、今回の議題の2番目ですね。これにつきましては、事務局からのご提案のとおりということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○正岡会長 ただいまの意見をもちまして、引き続き検討していただけたらと思います。

3. 報 告

○正岡会長 それでは、次第に基づいて進めてまいりたいと思います。報告事項になります。

まず、札幌市子ども・子育て支援法施行条例、札幌市子ども・子育て会議条例等の改正についてを事務局よりご説明お願いいたします。

○事務局（月宮子ども企画課長） それでは、このたびの札幌市子ども・子育て支援法施行条例、札幌市子ども・子育て会議条例等の一部改正についてご説明いたします。右上に資料3と書かれましたA3横長の資料をご覧ください。

初めに、1、札幌市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正についてでございますが、児童福祉施設等の設備・運営に関する基準は条例で定められており、その条例で定めるべき「従うべき基準」等については国が省令で定めているところ、このたび、その省令が改正されたことに伴い、本市条例について改正するものでございます。

まず、条例改正が必要となった経緯について代表的なものを挙げますと、一つは、昨年9月に発生した静岡県における送迎バスの園児置き去り事故により、その後の国の議論の中で、送迎用自動車へのブザー等の設置を義務化するなどといった取扱いが新たに設けられたことがあります。資料では「改正の内容」の7に当たる部分でございます。

また、近年、児童虐待による痛ましい事件が相次いで発生している中で、国において民法に規定されている親権者の懲戒権に関する見直しの議論がなされ、最終的に、民法における親権者の懲戒権の規定が削除されたことに合わせて、児童福祉法における児童福祉施設の長による懲戒権も削除される法改正がなされたことから、条例についてもこれに対応して改正（削除）することとしたものでございます。資料では「改正の内容」、5に当たる部分に記載してございます。

以降、各項目につきまして、資料の上半分の改正の内容に沿って、1から7まで概要をご説明いたします。具体的にどの項目がどの施設種別に対応するのか、あるいは、どの条例を説明するのかといったところにつきましては、真ん中から下の「改正する条例と改正の内容 対応表」にまとめましたのでご参照いただければと思います。

それでは、（2）の改正の内容をご覧ください。

まず、1、安全計画の策定等についてでございます。

幼稚園や認定こども園については、学校保健安全法により安全計画の策定が既に義務づけられておりますが、このたび、保育所等の児童福祉施設についても、この安全計画の策定を義務化、令和5年度末まで経過措置ありとされたものでございます。

続きまして、2、保育所等が他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備の共用及び職員の兼務についてでございます。

これは、従来、保育所等においては、施設の設備や施設に在籍する児童等の保育に直接

従事する職員については、これらの施設が他の学校や社会福祉施設等を併設している場合でも、併設する施設の設備の共用や職員の兼務はできないこととされてきました。

今回、保育所等の設備や職員を活用した社会福祉サービスを必要とする子どもの社会参加への支援等を目的に、必要な保育士や施設の面積が確保されていることを前提に、保育に支障が生じない場合に限り、施設の設備の共用や職員の兼務を可能とすることとされました。

続きまして、3、業務継続計画の策定等についてでございます。

これは、これまで障害児入所施設等について義務づけられている業務継続計画、この業務継続計画とは、非常時においても業務を中断させない、もしくは業務の早期再開を図るための計画となるものでございますけれども、この策定について、保育所等の児童福祉施設や放課後児童健全育成事業所においても策定を努力義務とするほか、感染症や食中毒の予防・まん延防止に関して、これまで必要な措置を講ずることは規定されていたものの、その具体的な内容までは規定されていなかったことから、具体的な措置の内容、例えば研修や訓練の実施などを規定するもので、これまでと同様、努力義務とするものでございます。

続きまして、4、職員の数の算定に当たっての看護師等の特例についてでございます。

これは、近年、少子化の進行等により入所する乳児の数が4名程度となるケースが増え、急な入退所による乳児の増減により看護師等の処遇の不安定さをもたらしかねないなどといった指摘がなされる中、国において検討がなされ、これまで乳児が4人以上入所している場合に看護師1人に限り保育士として算定できるとされていた、乳児の在籍人数の要件が、一定の要件を満たす場合に撤廃されることになったものでございます。

続きまして、5の懲戒権の削除についてでございますが、これは、先ほどご説明しましたとおり、児童福祉施設の長の懲戒権に関する規定を削除するものでございます。

続きまして、6、子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止についてでございます。

これは、保育施設において不適切な保育が行われていたとされる事案が全国で相次いでいることを踏まえ、既に基準に虐待禁止が明示されている保育所、家庭的保育事業所等や幼保連携型認定こども園に加え、幼保連携型以外の認定こども園についても同様の規定を設けるものでございます。

最後に、7、送迎等により自動車を運行する場合の児童の所在確認についてでございます。

これは、先ほどご説明しましたとおり、昨年9月の静岡県における事案を契機といたしまして、児童等の送迎を目的とした自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に点呼等の方法により所在を確認すること、また、ブザー等の装置を備えることを義務づける規定を新設するものでございます。このブザー等の装置につきましては、来年3月末までの経過措置期間が設けられております。

続いて、2、札幌市子ども・子育て会議条例の一部改正についてでございます。

本市においては、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、札幌市子ども・子育て会議条例を定め、札幌市子ども・子育て会議を設置しております。

このたび、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第33条の規定により子ども・子育て支援法の一部が改正され、同法第77条が第72条に繰り上げられる関係で、条例についても項ずれを改めたものでございます。

なお、今回の改正条例につきましては、令和5年第1回定例市議会に議案が提出され、可決をされております。施行につきましては、懲戒権の削除は公布日から、その他は全て来月4月1日からとなります。

資料の説明は以上でございます。

○正岡会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関して、ご質問やご確認のある委員がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

北川委員お願いいたします。

○北川委員 ありがとうございます。

1の(2)の2なのですけれども、保育所の多機能化のことは、国の方でも示されていることだと聞いております。その中で、「他の社会福祉施設を併設する際に設備や人員を共用できるよう規定を新設し」というところなのですけれども、例えば、児童発達支援と併設する場合、共用というところを少し詳しく教えてほしいのですけれども、障がい児側はたしか、スペースの問題とか、それから配置基準とかは常勤換算で決められていると思うので、そこはしっかりと保った上での併設なのか、それとも、両者行ったり来たりできるような立てつけなのか、この辺を教えていただきたいと思います。

○正岡会長 本件に関しましてご回答をお願いいたします。

○事務局(大木施設運営課長) 子育て支援部施設運営課長の太田と申します。よろしくをお願いいたします。

私は、保育所の方の設備運営基準の所管をしておりますが、このたび、先ほどご質問の件については、国の方からも、保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等についてという通知が既に出しております。職員の数と面積基準について、先ほど委員の方からは障がい児関係の施設についてお話ありましたが、保育所の方も同じように、子どもの人数と年齢によって面積だとか職員の必要な人数というのが決められてございます。それぞれ保育の方と障がいの方で、必要な人数と面積は確保した上で、一緒に交流の意味で保育を行うことは構いませんよというのが今回の改正の趣旨でございます。

以上でございます。

○北川委員 ありがとうございます。インクルーシブの推進は本当に素晴らしいことだと思いますけれども、それぞれにしっかりと人員配置がいたりスペースがあるということですね。ありがとうございました。

○正岡会長 ありがとうございます。

よろしければ、次に進んでいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、報告事項の二つ目ですね。各部会の決議状況についてとなります。条例第9条第6項の規定に基づき、各部会で決議を行うこととした審議事項につきましては、こちらでの報告が必要ということになります。

では、事務局から、こちらにごぞいます認可・確認部会以降、四つの部会の報告につきまして、よろしく願いいたします。

○事務局（月宮子ども企画課長） それでは、札幌市子ども・子育て会議の各部会の決議状況ですが、前回会議にてご報告させていただきました以降の開催状況につきまして、お配りしました資料4から7によりましてご報告させていただきます。

まず、資料4、認可・確認部会の決議状況でございます。

令和4年度第4回を10月3日に開催しており、教育・保育施設53件の利用定員の設定、認定こども園、保育所、小規模保育事業A型の認可等について審議しまして、決議をいただいております。

資料、下になりますが、令和4年度第5回を3月10日に開催しており、教育・保育施設4件の利用定員の設定、認定こども園、保育所の認可等について審議し、決議をいただいております。

続きまして、資料5、児童福祉部会の決議状況でございます。

まず、里親の認定のみで開催したものについて、4月26日に里親28組の、9月28日に里親29組の承認をいただいております。

なお、里親の認定に関わる内容につきましては、個人情報を含むため非公開となっております。

続いて、令和4年度第3回を9月30日に開催しており、札幌市子どもの貧困対策計画の令和3年度実施状況について説明を行い、ご意見をいただいております。

資料の下になりますが、令和4年度第4回を12月15日に開催しており、ヤングケアラー支援ガイドライン(案)の審議について、母子生活支援施設の在り方の検討について、次ページに移りまして、児童養護施設等の整備計画についての説明を行い、ご意見をいただいたほか、里親の認定について（非公開）を審議し、18組の里親をご承認いただいたところでございます。

そして、令和4年第5回を2月28日に開催しており、「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」骨子案について、ひとり親家庭等自立促進計画の一部改定について（中間報告）、母子生活支援施設の在り方検討について「課題の整理、目指すべき方向性」、「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン及び一般事務（福祉コース）育成方針」の策定についての説明を行い、ご意見をいただいております。

資料の下に記載のとおり、ひとり親家庭等自立支援計画作業ワーキンググループにつきましては、8月23日、10月7日、1月27日とこれまで3回実施しており、現在も継

続してご審議をいただいているところです。

続いて、資料6、処遇部会の決議状況でございます。

令和4年度第1回を9月30日に開催しており、被措置児童等虐待に関することについて報告を行っております。

なお、本部会の内容については、個人情報を含むため非公開としております。

続いて、資料7、いじめ問題再調査部会の決議状況でございます。

令和4年度第6回を10月13日に、第7回を10月26日に、第8回を11月17日に、第9回を12月14日に開催しており、いずれの回でも再調査の必要性の検討について審議いただいたところです。

なお、本部会の内容については、個人情報を含むため非公開としてございます。

説明につきましては、以上でございます。

○正岡会長 ありがとうございます。

四つの部会についてご説明いただきました。委員の中からご質問やご確認のある方いらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

4. 情報提供

○正岡会長 では、議事を進めていきたいと思えます。次第の四つ目になります情報提供ですね。

最後に、令和5年度子ども・子育て関連事業概要説明につきまして、事務局からの情報提供となります。よろしく願いいたします。

○事務局（月宮子ども企画課長） それでは、資料8、令和5年度子ども・子育て関連の事業概要をご覧ください。こちらの資料で、令和5年度実施予定の子ども・子育て関連のうち、主に、拡充する事業を中心にご説明いたします。

まず、資料の左側をご覧ください。子どもを生み育てやすい環境づくりとして、出産・子育て応援推進のため、妊娠・出産寄り添い給付金の支給のほか、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を一体的に実施いたします。

また、その下、子ども安心ネットワーク強化では、児童虐待等未然防止に向け、子どもや若年の保護者がより気軽に相談できるよう、新たにSNSを通じた相談体制を整備いたします。

続いて、保育施設における安全対策・ICT化推進関連として、保育施設等における送迎車両の安全対策やICTを活用した見守り支援サービス等に必要な機器導入などに係る補助制度を創設いたします。対象施設につきましては、資料に記載のとおりでございます。

その下、学校給食費公会計運営では、保護者の利便性の向上や、より一層安定した給食提供の実現、学校の業務負担軽減による質の高い教育活動を実現していくため、これまで

各学校単位で行っていた給食費の徴収を、令和5年4月から市が一元管理いたします。

続いて、資料の右側をご覧ください。育児休業取得支援として、「ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度」の認証企業が、男性従業員の育児休業取得、育児休業取得者の代替要員の雇用など、一定の要件を満たした場合にその企業に助成金を支給しており、令和5年度は申請枠を増加いたします。

その下、学び・育ちの環境整備として、多様化する保育ニーズに対応するための保育所等整備を行います。

そのほか、学校施設整備関連により老朽校の改築やリニューアル改修等を進め、児童会館整備では、学校改築に合わせた児童会館の整備や老朽館の更新等を実施いたします。予定している施設数は、資料に記載のとおりでございます。

ご説明は以上でございます。

○正岡会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明について、ご質問やご確認のある方、いらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

本日の議事につきましては、皆様のご協力をいただきまして、予定よりも若干早く進んでおりますが、本日の議事全体を通しましてご確認やご質問、改めて意見などございましたら、この時間に頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

加藤委員ですね。お願いいたします。

○加藤（弘）委員 北海道大学の加藤です。

一つ、一つ目の議題に関連するのかもしれないのですがけれども、子どもの多様な学びの支援というところが基本施策の2にあったと思うのですがけれども、この間、やっぱり学校現場で一番問題になってくるのは、不登校の問題が激増していると思うのですね。それに対して、市として、例えば適応指導教室であったりとか、受入先の人数とかって多分、数字で表せるものがあると思うのですがけれども、つまり、増えてきているものに対して、受入先の人数がきちんと増えているのかとか、虐待の問題もそうですけれども、虐待の相談件数が増えれば、それに対応する職員を増やすということをやってきたと思うのですが、今後、多分不登校ってますます増えてくる可能性があるわけで、そういう人たちの学びをどうやって保障されていくかという問題として、札幌市がどのように考えているのか、もしお考えがあれば聞かせていただきたいなと思います。

○正岡会長 ありがとうございます。不登校の子どもが増えているということで、その多様な学びの場をどんなふうに拡大していくのか、増やしていくのか、体制を整えていくのかということについて、現在検討している事項がございましたらご回答をお願いいたします。

○事務局（太田教育相談担当課長） 札幌市教育委員会教育相談担当課長の太田でございます。よろしく申し上げます。

不登校につきましては、委員ご指摘のとおり、人数がどんどん増えている状況にあります。札幌市では、これまで教育支援センターですね、不登校の子どもたちが通う施設6か所、市内で運営しておりますけれども、人数につきましては、コロナの影響で実際なかなか動けなかったということもありまして、この二、三年ぐらいは減少傾向だったのですけれども、今年度につきましては、コロナ前の状況に戻ってきております。それよりもさらに少し増えた状況にあるというのが現状でございます。

それから、最近はICTの導入、活用が進んでおりますので、そのICTを活用して、なかなか外には出ていけないのだけれども、学びたいとか人と関わりたいという子どもたちに対しましては、ICTを活用した支援ということに今取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○正岡会長 ありがとうございます。加藤委員いかがでしょうか。

○加藤（弘）委員 札幌市のデータではないのですけれども、不登校になった場合、保護者が働き方を変えなければいけないとか、それから仕事を辞めなければいけないということがほかの調査とかでも出てきていると思うのですね。それは圧倒的に母親の問題であったりとかするので、例えばひとり親であったりすれば、家庭の貧困などにもつながると思いますので、今後やっぱり拡充を目指して、何らかの支援をしていただけたらありがたいなと思います。これは意見です。

○正岡会長 ありがとうございます。

ほかの委員でご意見等ございますでしょうか。ほかの案件でも大丈夫ですが、いかがでしょうか。

大場委員お願いいたします。

○大場委員 ありがとうございます。

人材育成ビジョンの中で、こういう形でぜひ進めていただきたいなと感じました。また、都道府県、それから政令指定都市、児童相談所設置市の方からいろいろお話を聞いているのですが、その中でも、こういう人材育成のビジョンというのはすばらしいことだと思うのですね。ただ、課題として出てくるのが、育成した職員の定着の問題があると思います。研修の中で触れているのですけれども、ぜひ考え方として、定着に向けてもこういう意気込みがあることを触れていただければありがたいなと思いました。

以上です。

○正岡会長 ありがとうございます。本件のことにつきましては、研修等多職種でやって、そして育成した後の職員の定着についての何か今検討されていることがございましたら、よろしくお願いいたします。

○事務局（森本相談判定二課長） 貴重なご意見ありがとうございます。この虐待防止に係る職務に従事する職員に限らず、札幌市全体として、離職する若い職員などが増えているという傾向がありますので、こちらにつきましては、札幌市全体の課題として取り組

んでいきたいと考えていることと、この虐待の分野については、やはり職員の負担、心理的なストレスなども多くなっておりますので、まずは、このビジョンに基づいて、しっかりと組織が職員を支えていけるように具体的な取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○正岡会長 ありがとうございます。

ほかの委員におきましてはいかがでしょう。

齋藤委員。

○齋藤委員 私も意見になるのですが、一番最後の資料8の、子どもを生み育てやすい環境づくりの妊娠・出産寄り添い給付金の支給について、こちらに記載はないのですが、今回所得制限がない形で支給されていた覚えがあります。育児休業取得支援など、働くということに関してもっとポジティブになれるように、このような所得制限がない支給というのは、とても産み育てやすい環境づくりの一つだと思いましたので、ぜひこれからもこのような計画といいますか、やっていただけるとありがたいなと思いました。ありがとうございます。

○正岡会長 ありがとうございます。最後の情報提供についての意見ということで。

金委員お願いいたします。

○金委員 ありがとうございます。金です。

資料1-2の方に、子どもの多様な学びの支援というところに、帰国・外国人児童生徒の支援というところがあるのですね。国際化が進んでいる札幌市の中で、とても有意義な施策、制度かなと思うのですが、実際このような支援というものが、札幌に住んでいる外国人が知らない、そういう制度、支援というものが利用できないので、よりPR、知らせというものを積極的に入れた方がいいかなと思います。意見です。

以上です。

○正岡会長 ありがとうございます。資料1-2の貧困対策計画の、今後の具体的にしていく計画の中での視点、外国人の方のお子様の支援ということのご意見だと思います。ありがとうございます。

ほかの委員いかがでしょうか。

星委員ですね。

○星委員 星でございます。

最後の資料8について、質問というか意見なのですが、学び・育ちの環境整備というところで、保育所等整備関連ということで、多様化する保育ニーズに対応するための整備ということ、例として定員増のようなことが紹介されているかと思うのですが、そろそろ、恐らく多様化する保育ニーズの対応につきましては、施設整備ですとか定員増といったようなことではなく、質の問題ですとか、保育士さんの問題ですとか、そういったようなところに目を向けていくことが重要かと思うのですが、そういったよ

うなことに關するお考えがもしおありでしたら教えていただきたいということ、もしこれからということであれば、そういうことも配慮していただければという意見でございます。

○正岡会長 ありがとうございます。資料8の情報提供に関する内容でございましたが、施設の整備だとか人数というところだけではなく、質ですね。そういった事業を行っていく際の質の担保につきまして、何か検討していることがございましたらお願いいたします。

○事務局（西山保育推進課長） 保育推進課長、西山でございます。

今ご意見いただきました件につきまして、この保育所整備410人増につきましては、こちら、あくまで令和5年度分の予算の状況でありまして、また、この予算の中には、新設整備だけでなく、認定こども園の移行や施設の増改築などによる定員増も含まれているということで、新設整備だけの内容ではないのですけれども、今委員の方でお話ありましたように、実際に市内の保育の供給量というのは充足しつつある状況にある中、今後につきまして、新設整備におきましても、地域の状況を詳細に見極めながら、それぞれ慎重に判断をしていくことになるかと思えます。また、保育についても、量から質への転換についてというのは、今後の重要な課題になってくると思えますので、今、今年度におきましては、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行ってまいりましたが、また2年後におきましては、新たな事業計画を策定するということとなりますので、その計画の策定の中で、この保育の質をどう担保していくかということも検討していきたいと思っております。以上でございます。

○正岡会長 星委員よろしいでしょうか。それでは、次の質問をお願いいたします。

○箭原委員 札幌市母子寡婦福祉連合会の箭原と申します。

ご相談に行った方の保育とかあった方がいいですねというご質問があったと思うのですが、ひとり親家庭支援センターの一般相談、それから法律相談の場合には、全て託児、保育がついております。ひとり親家庭支援センター、相談のところにまで来れば託児はありますが、まずは相談するという場合には、区の母子相談員、それから家児相とか、そちらに相談に、自分の相談がどこに分けるのか分からないので、まずそこに行くと思うのですね。札幌市さんとしては、区の母子相談員とか家児相のところをもっと手厚くして、そちらの方で来た段階の相談者に対して、あなたの相談はこれとこれとこれで、この窓口に行くといいのよね、だけど、ここである程度は聞いてというような寄り添いの相談ができる、そこまで拡充していただくと手厚いかなと思っております。それにはお金もかかるだろうし、いろいろな設備も大変だろうと思えますけれども、そこを拡充していかない限りは、相談者がどこに行ったらいいかというのをまず考えなければいけないので、そちらの方を手厚くしていただきたいというのが私の意見でございます。

○正岡会長 ありがとうございます。1番の議案のところですね。相談の充実、基本施策の1に関する相談支援、ご意見も齋藤委員からもありましたけれども、どこに相談に行っ

たらいいのか、計画に含める際のきめ細やかな対応を盛り込んでほしいというようなご意見だったと思います。ありがとうございます。

では、たくさん意見をいただきまして、ありがとうございます。そろそろお時間にも近づいてきましたので、今回の会議、これで締めさせていただきますと思います。

皆様のご協力をいただきまして、スムーズな時間内での進行と、あと活発な意見交換ができたと思います。また、副会長の川俣先生もフォローありがとうございました。

それでは、本日の全ての議事はこれで終了したいと思います。ここからは事務局にお戻ししたいと思います。お願いいたします。

5. 閉 会

○事務局（月宮子ども企画課長） 正岡会長ありがとうございました。

また、皆様、本日は長時間にわたり、貴重なご意見をいただきましてどうもありがとうございます。

なお、会議の議事等につきまして、別途ご意見、ご質問がございましたら、3月31日金曜日までに受付をさせていただきます。書式は問いませんので、メールですとかファクスで事務局へご提出くださいますようお願いをいたします。

それでは、本日の子ども・子育て会議は、以上をもって終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。